

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税11) (法人住民税:義)(地方税8)
		② 上記以外の税目	(事業所税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 【単独・ 主管 ・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>(対象地域)</p> <p>沖縄全県が対象</p> <p>(1) 国税</p> <p>○投資税額控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置の取得価額の15%、建物・附属装置・構築物の取得価額の8%)を法人税額から控除。 ・法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。 <p>(2) 地方税</p> <p>○法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。 <p>○事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。
			<p>《要望の内容》</p> <p>適用期限(平成31年3月31日)を2年間延長する</p>
			<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法第8条、第9条 ・租税特別措置法第42条の9、第68条の13

		<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法施行令第 27 条の 9、第 39 条の 43 ・租税特別措置法施行規則第 20 条の 4、第 22 条の 26 ・地方税第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局	内閣府(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成 30 年 8 月</p> <p>分析対象期間:平成 24 年度～33 年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 10 年度 観光振興地域制度を創設</p> <p>平成 14 年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成 19 年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加)</p> <p>平成 24 年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設</p> <p>平成 26 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p> <p>平成 29 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から 9 施設を除外(野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(平成 31 年度～32 年度)
9	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置 (観光地形成促進計画の作成等)</p> <p>第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下</p>

		<p>「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域</p> <p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。)であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)</p> <p>第九条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和三十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)</p>
--	--	---

		<p>における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p> <p>(資金の確保等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>■沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1)観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や 公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・達成目標</p> <p>平成33年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数 1,200万人 ・観光収入 1.1兆円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日 ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円 <p>・測定指標</p> <p>平成33年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した設備投資 9件 ・本特例を活用した観光施設への来場者数 70,000人 <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)の目標値に基づき設定する。</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて新たな観光関連施設投資を促すことで、閑散期における観光客増加や、観光満足度の向上によるリピーターの増加が期待され、宿泊者数・人泊数の増大に寄与する。また、魅力ある観光関連施設の増加は、観光客一人当たりの県内消費額増大に寄与し、観光収入の増加、ひいては自立型経済の構築につながるものである。</p> <p>さらに、ホテル等における会議場施設や研修施設の整備が促進されることで、今後沖縄県及び政府が戦略的に取り組むとしている MICE 誘致・開催数が増大し、MICE 施設の利用頻度が増加するとともに、国際コンベンション都市の形成に寄与する。</p>																																													
10	有効性等	① 適用数	<p>1. 税制優遇措置の適用状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">H26 年度</th> <th colspan="2">H27 年度</th> <th colspan="2">H28 年度</th> <th colspan="2">H29 年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税である投資税額控除の実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p> <p>※H29 年度(国税)については沖縄県調査。</p> <p>※地方税については沖縄県調査に基づく。</p> <p>○ 適用実績が僅少な理由</p> <p>国税の活用実績がないのは、これらの法人が設立されたばかりで課税対象所得がなかったことが要因であり、今後収益が黒字になった時点で免除申請をすると見込んでいる。今般の入域観光客数の増加を受けて客室稼働率が高水準で推移している現状を踏まえれば、今後は繰越税額控除 4 年間で国税の投資税額控除の活用が見込まれる。</p> <p>また、沖縄県が平成 29 年 10 月に実施した企業調査では、観光地形成促進地域制度の利用意向について「ぜひ利用したい」と「どちらかと言えば利用したい」との回答が 44.5%あった一方、同制度の利用意向について「どちらとも言えない」が 44.4%となっており、制度内容の理解不足が税制の利用意向に影響していると考えられる。このため、今後は更に周知活動に注力するとともに、開業直後のフォローアップを強化し、活用促進を図っていく。</p> <p>2. 適用数の将来予測</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光施設</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 観光施設については、沖縄県アンケート等から年 2 件適用があるものとして試算</p>	項目	H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	0	0	0	0	0	0	1	2,218	法人住民税	0	0	0	0	0	0	1	286		H30	H31	H32	H33	観光施設	2	2	2	2
項目	H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度																																									
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																								
投資税額控除	0	0	0	0	0	0	1	2,218																																								
法人住民税	0	0	0	0	0	0	1	286																																								
	H30	H31	H32	H33																																												
観光施設	2	2	2	2																																												

	② 適用額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用額実績 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)なお、平成 29 年度については沖縄県調査を基に記載。 ※地方税については沖縄県調査に基づく。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 今後は、平年度 31,368 千円の適用を見込む。 <適用見込みの算出方法> 平成 27 年度の固定資産税免除の活用事例をもとに、1件当たりの取得価額を 196,048 千円、適用額を 15,684 千円と仮定。 ◆平成 27 年度固定資産税免除実績に基づく取得価格の平均値 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>展示施設</th> <th>温泉保養施設</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価格</td> <td>146,786</td> <td>245,310</td> <td>196,048</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：沖縄県調査による。</p>		H26	H27	H28	H29	投資税額控除	0	0	0	2,218	法人住民税	0	0	0	286	施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均	取得価格	146,786	245,310	196,048
	H26	H27	H28	H29																					
投資税額控除	0	0	0	2,218																					
法人住民税	0	0	0	286																					
施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均																						
取得価格	146,786	245,310	196,048																						
	③ 減収額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)なお、平成 29 年度については沖縄県調査を基に記載。 ※地方税については沖縄県調査に基づく。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 平年度法人税 31,368 千円、法人住民税 4,046 千円の適用を見込む。 (適用見込額根拠については別紙参照) ※法人住民税については、法人税額に税率(12.9%)をかけたもの。</p>		H26	H27	H28	H29	法人税	0	0	0	2,218	法人住民税	0	0	0	286								
	H26	H27	H28	H29																					
法人税	0	0	0	2,218																					
法人住民税	0	0	0	286																					

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

沖縄県の入域観光客数については平成 25 年 11 月から 53 ヶ月連続で各月の過去最高を更新し、世界有数のリゾート地であるハワイの入域観光客数を超える水準まで増加しており（2017 年実績で、ハワイ 938 万人に対し沖縄県 939 万人）、それに伴い観光収入も増加しているところ（平成 28 年度実績 6602 億 9400 万円、対前年比+9.6%増）。

一方で、観光客一人当たりの平均滞在日数については、平成 28 年実績でハワイが 8.9 日と 1 週間を超えるのに対し、沖縄は 3.7 日にとどまっており、観光客 1 人当たりの消費額もハワイが約 18 万 5 千円に対し、沖縄は 7 万 千円であり、滞在日数の長期化及び 1 人当たり消費額の増加が課題である。

このため、那覇空港第二滑走路やクルーズ船バース等のインフラ整備による受入機能増強と並行して、引き続き本制度の活用により民間投資による新たな観光関連施設の創出等を促し、魅力ある観光リゾート地としての国際競争力を一層高め、観光収入の増加による自立型経済の構築につなげていきたい。

（※年度毎の推移については、後述《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》を参照。）

2. 所期の目標の実現状況

平成33年度までに

- ・本制度を活用した設備投資 26 件
- ・本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数 393 人

実現状況：

	平成 28 年度	平成 29 年度
本制度を活用した設備投資	0 件	1 件
上述の設備投資に伴う新規雇用者数	0 人	一人

※平成 29 年度の件数については、沖縄県調査（平成 30 年 6 月実施）。

3. 所期の目標の変更について

沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）において「入域観光客数」「観光収入」及び「平均滞在日数」を成果指標とし、各種施策を推進しているところである。

本制度は、新たな観光関連施設投資の促進により魅力ある観光リゾート地を形成し、観光収入を増加させることをもって民間主導の自立型経済の構築を図るものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更することとし、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。また、前回設定時は対象施設に宿泊施設の追加を要望していたことから、設備投資見込に宿泊施設が入っているが、今年度要望していないことから宿泊施設を除いた件数としている。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 達成目標の実現状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入域観光客数	794 万人	877 万人	958 万人
観光収入	6,022 億円	6,603 億円	6,979 億円
観光客一人当たりの平均滞在日数	3.89 日	3.78 日	3.68 日
観光客一人当たりの県内消費額	75,881 円	75,297 円	72,853 円

※出展：沖縄県観光要覧、観光統計実態調査
 なお、測定指標の状況は先述のとおり。

2. 制度が延長できない場合の影響

沖縄県の入域観光客数は平成 29 年度に約 958 万人（国内観光客 688 万 7 千人、国外観光客 269 万 2 千人。前年度比+9.2%）と堅調に増加しており、平成 29 年実績（暦年）では初めてハワイの入域観光客数を超えるまでになった。

政府においても、観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）に基づく「観光立国推進基本計画」において、平成 32 年度までに国内旅行消費額を 21 兆円、訪日外国人旅行者数 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円にするなどの目標を掲げている中、沖縄県が観光リゾート地としての国際競争力を更に高め、今後も多くの外国人観光客を受け入れていくことは、沖縄県の自立型経済の構築とともに日本全体の経済振興に資するものである。

しかしながら、本制度が延長できない場合、民間投資を呼び込む誘因が減少し、入域観光客数の増加傾向に対して集客施設等の受入体制整備が遅れている現状が改善されず、特定の観光地の混雑化や観光客の満足度低下等により、国際競争力のある観光地形成や観光産業の持続的発展にも大きな影響をもたらすことが懸念される。

今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。

【参考】

- ・ 沖縄旅行の満足度（全体） 53.7% (H24) → 61.6% (H28)
- ・ 沖縄旅行の満足度（施設） 45.1% (H24) → 45.4% (H28)

沖縄旅行の満足度については向上しつつあるものの、全体の満足度に対して施設の満足度の伸びが低い。冬期や雨天時などの満足度向上が課題である。

⑤ 税収減を是認する理由等

国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。

			<p>加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、魅力ある宿泊施設、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。</p> <p>また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、目標としている平成 33 年度には約7億円の県外客消費額を押し上げる効果があると試算され、本制度による約1億円の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例を活用した施設への来場者数 70,000 人 ・県外客消費単価(娯楽・入場費 7,330 円) <p>→県外客消費額の押し上げ効果 753,817 千円 (平年度 17,140 人増加)</p> <p>※県外客消費単価は「平成 28 年度観光統計実態調査」より</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新・増設した事業者が新たに機械等を取得等した場合に対象とするものであり、投資を促進するものである。</p> <p>また、自ラリスクを負って投資を行う企業に支援対象を限定している。</p> <p>加えて、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性がある。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限での確な措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して国内外観光客やクルーズ船の誘致事業や外国人向けの多言語案内サインの整備等、国際的な観光地形成に向けて多角的に取り組んでいるところ。また、投資回収の面から民間による整備が見込めない施設であり、市町村による一括交付金で整備している体育館、野球場、陸上競技場等8施設については、平成 29 年度税制改正において対象から除外することで役割分担を図った。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年8月(H28 内閣 06)

沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長に関する達成目標の設定根拠

1 観光地形成促進地域制度（投資税額控除）の活用実績

・施設 A 2,218 千円（平成29年度）

2 施設 A における年間来場者数

・施設 A 1,212人 月平均来場者数より年間来場者数を1,212人と予測。
101人×12ヶ月=1,212人

(人)

月別来場者数	H29. 11	H29. 12	H30. 1	H30. 2	H30. 3	H30. 4	H30. 5	合計	月平均
施設 A	37	54	114	230	154	56	59	704	101

3 今後の適用見込額

・今後の適用見込額 31,368千円

平成27年度の固定資産税免除の活用事例をもとに、1件当たりの取得価額を196,048千円、適用額を15,684千円と仮定。
 今後は毎年度2件の適用を見込んでいることから、年間2件（15,684千円×2件=31,368千円）の適用を見込む。

◆平成27年度固定資産税免除に基づく取得価額の平均（千円）

施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均
取得価格	146,786	245,310	196,048

適用見込額（1件あたり）

= 平均値 × 8%

= 196,048千円 × 0.08 ≒ 15,684千円

4 測定指標の考え方

<計算式>

$$\frac{\text{投資税額控除の適用を受けた施設の来場者数}}{\text{投資税額控除の適用を受けた施設の来場者数}} \div (\text{適用を受けた投資税額控除額}) \times (\text{今後の適用見込額})$$

「投資税額控除の適用を受けた施設の来場者数」を「適用を受けた投資税額控除額」で除し、投資税額控除額単価あたりの来場者数を求め、その値に今後の適用見込額を乗じ、来場者の見込数を算出する。

各年度ごとの来場者数 (H30以降は見込み)

年度	29	30	31	32	33	合計
適用件数(件)	1	2	2	2	2	9
適用額(千円)	2,218	31,368	31,368	31,368	31,368	127,690
来場者数(人)	1,212	17,140	17,140	17,140	17,140	69,772

<来場者数見込(単年度)の計算>

$1,212 \text{人} \div 2,218,000 \text{円} \times 31,368,000 \text{円} \approx 17,140 \text{ (人)}$

5 測定指標

平成33年度までに

・ 本制度を活用した施設の来場者数 70,000人 (69,772人 \approx 70,000人)

・ 税収減を是認する効果

県外客消費単価 (娯楽・入場費7,330円)

→ 県外客消費額の押し上げ効果 513,100千円 (70,000人 \times 7,330円)

※県外客消費単価は平成28年度観光統計実態調査より